

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、○事業場に、雇用期間が平成○年○月○日から平成○年○月○日までの非常勤の介護職員として採用されて、老人保健施設療養棟での介護の担当となり、勤務していたものである。

平成○年○月○日、請求人が浴場において介護施設利用者の入浴介助を行っていたところ、浴槽内で利用者の足が浮いてしまうという事故が発生した。請求人は、事故発生後に、事故に関する報告書（ヒヤリハット報告書）に事実と異なることを書かされ、ミーティング（カンファレンス）で叱責、罵倒を受けたと申し立てるものである。

請求人は、同年○月○日、○診療所を受診し「パニック障害、神経症」の診断を受け、労災保険法の療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

介護の現場でのミスを理由に、スタッフから激しく叱責、罵倒されたための精神的ダメージが原因で精神疾患を発症したのは明らかである。

業務災害であると認めながら「強」にならないという理由での不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成○年○月○日に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

本件について具体的出来事について検討すると、請求人は「入浴介助中、利用者を大浴場に誘導し、浴槽につかってもらった時に利用者の両足が浮いてしまった。業務終了後にその件について主任に厳しく追及され、他のスタッフからも叱責、罵倒され、事実とは違うことをヒヤリハットに書かされた。自分も反論したが、自分は立場が一番弱いので誰もかばってくれず、殺人者呼ばわりされ、まるで裁判にかけられているような気持ちになった。」と申し立てている。

また、上司である主任Aは、「利用者が入浴中に浮いたという事故は、ヒヤリハット作成の対象であり、そのためのカンファレンスを開く必要がある出来事と判断した。」旨を述べている。

この出来事は「職場における心理的負荷評価表」の具体的出来事「会社で起きた事故（事件）」について、責任を問われた」に類推することができ、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

心理的負荷の強度を修正する視点について検討すると施設利用者の入浴介助中に浴槽内に浮かせてしまったという事故は、当該事業場においてヒヤリハットの対象であるが、影響度は「レベル0」であり、最も軽微なレベルとされており、レベル0、レベル1の事故は、しばしば発生し稀なものではないことが認められる。また、ヒヤリハット作成に伴うカンファレンスで請求人は参加者から批難を浴びたと申し立てているが、叱責や罵倒の事実は認められず、参加者の発言については事故に対する認識を促す指導の範囲であったものと認められる。請求人は、ヒヤリハットについて事実とは違うことを書かされたと述べているが、ヒヤリハット報告書記載事項と、請求人がその訂正を求めて事業場に提出したとする文書の記載内容に大差は認められない。

したがって、心理的負荷の強度は「Ⅰ」に修正される。

さらに、出来事後の状況が持続する程度について検討すると、請求人は、上記の出来事の翌日から休業し、その後出勤することなく平成○年○月○日に退職していることから、出来事後の状況として評価できるところはない。

したがって、出来事後の状況が持続する程度の心理的負荷は、「相当程度過重」には至らないものと評価でき、総合評価は「弱」と判断される。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の評価は認められない。また、社会生活に支障をきたすような問題は確認されていない。精神的既往症等、特に個体側要因の存在は認められない。

(4) 結論

以上より、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、本件疾病は業務に起因するものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月〇日に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人の業務での出来事については、平成〇年〇月〇日の勤務で、請求人が入浴介助を行っているときに、浴槽で利用者の両足が浮いてしまう事故があり、事故後にカンファレンスを行うという出来事について、具体的出来事「会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた」に類推し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」と評価する。

そして、心理的負荷の強度の修正については、入浴中に事故にあった利用者に異常はなく、事故の程度は、ヒヤリハットの影響度からみても軽微であったこと、カンファレンスは請求人の責任追及を目的として行われたものではなく、事故の状況に関する請求人の説明が不明確であったため、上司や同僚らが繰り返し説明を求めたものであり、叱責や罵倒の事実も認められないことから、心理的負荷の強度は「Ⅰ」に修正する。

さらに、出来事後の状況が持続する程度の心理的負荷については、請求人は出来事の翌日から休業し、その後出勤することなく雇用期間満了により退職していることから、出来事後の状況として評価すべきものはなく、「相当程度過重」にも至らないものと評価し、業務における心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

また、本件について特別な出来事等の存在は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷は認められない。

個体側要因として精神障害を含む既往症に特記すべきものはなく、社会適応状況に関して、特に社会生活に支障を来すような問題は認められず、アルコール等依存状況も認められないとされており、審査官としても特段のものは認められないと判断する。

(4) 結論

以上のことから、請求人の業務による心理的負荷の強度の総合評価は、「強」とは判断できず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。